

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】令和6年4月25日(2024.4.25)

【国際公開番号】WO2022/244352

【出願番号】特願2023-522233(P2023-522233)

【国際特許分類】

G 01 N 35/02(2006.01)

G 01 N 1/00(2006.01)

G 01 N 1/10(2006.01)

10

【F I】

G 01 N 35/02 A

G 01 N 1/00 101

G 01 N 1/10 N

【手続補正書】

【提出日】令和4年11月1日(2022.11.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

検体を収容するとともに試験管に挿入される収容部と、

前記収容部の上端に設けられて前記試験管の開口端部に載せられるフランジ部を有する検体容器であって、

前記収容部は、筒形状である胴体部と、前記胴体部に連なりカップ形状である底部を有し、

前記底部は、前記胴体部から連なる内壁と中心軸とのなす角が20度未満の勾配を有し、

前記フランジ部の下面には、同心円形状の段差が設けられ、

前記段差の高さは、前記試験管が搬送される搬送路の上面が有する凹凸の高さ以上であることを特徴とする検体容器。

【請求項2】

請求項1に記載の検体容器であって、

前記底部の上端部における内径Bは、前記検体容器の前記試験管に対する水平方向の位置ずれ量をA、前記検体の分注に用いられる検体分注プローブの外径をCとするとき、 $B > A + C / 2$ であることを特徴とする検体容器。

【請求項3】

請求項1に記載の検体容器であって、

前記フランジ部の下面には同心円形状の段差が設けられ、

前記段差の外径を前記底部の外径で除した値が1.6以上である、

または、前記試験管の内壁と前記底部の外壁との隙間が2.3mm以上であることを特徴とする検体容器。

【請求項4】

請求項3に記載の検体容器であって、

前記段差の角部には面取りが施されないことを特徴とする検体容器。

【請求項5】

請求項1に記載の検体容器であって、

40

30

50

前記段差の高さは、0.5 mm ~ 2.0 mm の範囲であることを特徴とする検体容器。

【請求項 6】

請求項 1 に記載の検体容器であって、

前記底部の外周には、円筒形状であって下面が平面形状である円筒部が設けられることを特徴とする検体容器。

【請求項 7】

請求項 1 に記載の検体容器であって、

前記検体の分注に用いられる検体分注プローブがデッドボリュームの検体の液面高さ E から深さ F まで挿入されるとき、前記検体分注プローブの先端は前記底部の底面から所定の距離 1 以上を有することを特徴とする検体容器。 10

【請求項 8】

請求項 1 に記載の検体容器であって、

前記底部の深さ D は、デッドボリュームの検体の液面高さを E とするとき、D > E であることを特徴とする検体容器。

【請求項 9】

請求項 1 に記載の検体容器に収容される前記検体を分析する自動分析装置であって、

前記検体容器が前記試験管に対して水平方向に位置ずれしたときに、前記検体の分注に用いられる検体分注プローブを前記底部の内壁に接触させることにより、前記位置ずれを補正することを特徴とする自動分析装置。

20

30

40

50

50